

社会福祉法人柴崎すずしろ会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柴崎すずしろ会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、いずれも社会福祉法人柴崎すずしろ会の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬に関し必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 理事長の報酬月額は、次のとおりとする。

理事長 80,000 円

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員及び評議員の報酬は次のとおりとする。

会議出席日当 1日 3,000 円

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

第6条 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支払い方法)

第8条 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法は、当日現金支払いとする。但し、理事長については月額銀行振込みとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

別表1（第5・6・7条関係）

名 称	報 酬	交 通 費
理事及び評議員業務報酬等	3,000 円	実 費
監事監査指導報酬等	3,000 円	実 費